

学校図書館におけるバリアフリー化の現状と課題

吉岡 美春

2002年の文部科学省の調査で通常の学級に在籍する児童生徒のうち約6.5%が発達障害であることが明らかになった。従来の特殊教育では発達障害は対象となっていなかったため、発達障害への対応が十分でない状況にあった。そのため、2007年に学校教育法が改正され、特殊教育から一人一人の教育的ニーズに対応する特別支援教育へと転換した。2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」通称「障害者差別解消法」が施行された。日本の法律でバリアフリーに関する取り組みがすべての機関に求められるようになり、学校や学校図書館においてもバリアフリーへの取り組みの重要性はますます増してきた。

しかし、2017年度の全国学校図書館協議会の調査によると学校図書館における障害者差別解消法への取り組みは低調であることが明らかになった。これらの取り組みの中でも施設・設備において重要な学校図書館のバリアフリー化に着目して、その現状を調査し、生徒全員にとってより利用しやすい学校図書館づくりを目指す必要があると考える。そのため、本研究では、施設・設備のバリアフリーが比較的充実している高等学校を対象に、高等学校及びその学校図書館におけるバリアフリー化の現状を調査し、その課題を考察することを目的とする。研究方法は、文献調査と訪問調査である。文献調査では、学校教育法が改正された2007年から現在2018年12月までの教育関連雑誌や図書館関連雑誌、主に雑誌『学校図書館』を対象に、我が国における特別支援教育の動向や特別支援教育における学校図書館の望ましい取り組み、学校図書館のバリアフリーの事例を調査した。訪問調査では、学校図書館におけるバリアフリー化の現状とその課題を調査することを目的に、東京都の公立の特別支援学校とエンカレッジスクール、チャレンジスクールの特別支援教育コーディネーターと学校図書館担当職員を対象に調査を実施した。

文献調査の結果、学校図書館の基礎的環境整備に関する望ましい取り組みが明確に提示されていることがわかった。この基礎的環境整備とは、「合理的配慮の基礎となる環境整備」であるとされており、「施設・設備や利用方法のバリアフリー化」、「分かりやすいサイン・掲示」、「補助具の用意」、「バリアフリー資料の整備」の4つの条件が示されている。これらの条件を踏まえた上で調査を実施した。訪問調査の結果、特別支援学校では学校図書館の基礎的環境整備が不十分であることや学校図書館で挙げられた課題の背景に時間・人手・予算不足等があることが明らかになった。また、高等学校では学校図書館の基礎的環境整備の条件の1つであるバリアフリー資料の整備が不十分なことや学校図書館で挙げられた課題の背景には発達障害に対する理解や発達障害のある人への対応の難しさがあることが明らかになった。これらの結果から、高等学校の学校図書館を障害の有無に関係なく利用しやすい居場所にするには、学校図書館担当職員が参加する研修会や講演会等で学校図書館の基礎的環境整備を実行する必要性を伝えたり、特別支援学校が特別支援教育におけるセンター的機能を果たせるように校内や公共図書館との連携を積極的に実施したりする必要があると考える。

(指導教員 平久江祐司)